

## 登記・供託オンライン申請システム（商業・法人登記関係手続）において利用可能な電子証明書について

平成23年4月1日（金）から、登記・供託オンライン申請システム（商業・法人登記関係手続）において、下記の電子証明者は、使用することができなくなりますので、御注意ください。

記

「AccreditedSign パブリックサービス2」ID型（電子認証サービス株式会社）

「MJS 電子証明書サービス」（株式会社ミロク情報サービス）